平成２２年（フ）第７号
山形県酒田市穂積字門田159番地
債務者　金野　明希
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第３５６２号
横浜市港南区芹が谷２丁目22番２―406号
債務者　名和　栄一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津2053番地の１　ｐｒｅｎｄｒｅ　ｉ　105
債務者　若林　直哉
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２号
横浜市戸塚区柏尾町757番地　県営柏陽台アパート13棟503号
債務者　櫛間　貴之
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１号
横浜市磯子区森４丁目12番９―402号
債務者　佐々木健一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６９号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目９番６―101号　アステル三友壱番館
債務者　藤井　美奈（旧姓森島）
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０号
横浜市神奈川区鶴屋町２丁目９番地22　日興パレス横浜702号
債務者　岸波　康仁
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２００号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目２番６号
債務者　藤井　正樹
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１０号
神奈川県綾瀬市大上５丁目６番６－５号
債務者　田口　秀信
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２２号
横浜市青葉区田奈町１番地25　ノール・むらた102
債務者　上野　純一
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５２号
横浜市港北区新吉田東４丁目３番30号　第一加藤ハイツ205
債務者　岩淵　セノ
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３号
横浜市南区中島町３丁目55番地　鳥居コーポ103
債務者　土井　清隆
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０６号
横浜市瀬谷区北新23番地の４　101号
債務者　中垣　英昭
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０７号
横浜市保土ケ谷区仏向町1084番地１　シティハイム陽西館101号
債務者　高橋　牧子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３６号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番９―110号
債務者　岩切　義之
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０号
栃木県那須塩原市接骨木520番地215
債務者　大瀧　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部